

優遇世帯の区分

抽選になった場合、申込者には抽選番号が5つ付与されますが、優遇世帯に該当する場合は、該当することに抽選番号が1つ加算されます。

下記の優遇世帯に該当し、優遇抽選を受けようとする方は、「川口市営住宅入居申込書」の該当箇所を○で囲んでください。

なお、この申告に誤りがあった場合は、失格となる場合がありますので、よく確認し、間違いのないように十分注意してください。

優 遇 世 帯	
母子・父子世帯	申込時点で配偶者のない方（別居中・離婚調停中の方、内縁関係、パートナーシップ関係にある方および婚約者がいる方は該当しません）で、現在 20 歳未満の子（入居指定日の前日時点）を扶養している世帯
高齢者世帯	申込者本人が入居指定日の前日時点で 60 歳以上で、次に掲げるいずれかに該当する方のみと現在同居しているか、これから同居しようとする世帯 1. 配偶者（内縁関係、パートナーシップ関係にある方および婚約者を含む） 2. 18 歳未満の親族または 60 歳以上の親族（入居指定日の前日時点） 3. 下記の障害者世帯欄の 1 から 5 に該当する親族
障害者世帯	申込者または同居しようとする親族が次のいずれかに該当する世帯 1. 1 級～4 級の身体障害者手帳の交付を受けている方 2. 戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで、または同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症であるもの）の交付を受けている方 3. 1 級または 2 級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方 4. ㊤、A または B に該当する知的障害のある方 5. 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の対象となる疾病により障害福祉サービス受給者証等の交付を受けている難病患者の方 ※障害者世帯に該当し優遇世帯区分で申込される方は、手帳等の写しを添付してください。手帳等の写しがない場合は、優遇世帯区分として取り扱いできません。
複数回落選世帯	申し込んだ名義人自身が直近 2 年間に 3 回以上抽選に外れていて、申込書の該当箇所にそれが明記されている場合。 ※離婚などにより名義人の苗字が変わった場合は、「その他の世帯」欄に必ず明記してください。 ※自己都合による当選後の辞退などで入居しなかった場合は、それ以前の落選回数の履歴はなくなります。
その他の世帯	次のいずれかに該当する世帯 1. 申込者または同居しようとする親族に、被爆者健康手帳の交付を受けている方がいて、申込書の「その他の世帯」欄に「被爆者健康手帳の交付」と明記されている場合。 ※被爆者世帯に該当し優遇世帯区分で申込される方は、手帳等の写しを添付してください。手帳等の写しがない場合は、優遇世帯区分として取り扱いできません。 2. 申込者または同居しようとする親族に、新たに海外から引き揚げた者で市長の承認を受けた方がいて、申込書の「その他の世帯」欄に「引揚者」と明記されている場合。 3. 平成 23 年 3 月 11 日時点で福島県中通り及び浜通り（避難指示区域を除く）に居住していた世帯で、避難元市町村が発行する「居住実績証明書」を有している世帯であり、申込書の「その他の世帯」欄に「自主避難者世帯」と明記されている場合。 ※自主避難者世帯に該当し優遇世帯区分で申込される方は、居住実績証明書の写しを添付してください。居住実績証明書の写しがない場合は、優遇世帯区分として取り扱いできません。